令和６年度地域清掃事業への支援について（お知らせ）

１．地域清掃事業とは〔対象〕

町内会又はまちづくり推進協議会を実施主体として地域住民が行う、道路側溝や公園等公共用地の清掃及び町内の一般家庭から出る粗大ごみを回収する活動をいいます。

※寺社や町内会が管理する公園、町民会館等の清掃は対象となりません。

２．車両の借上料について補助を受けるには

① 地域清掃事業で集めた廃棄物を環境美化センターへ搬入する際、車両１台ごとに、別紙の「地域清掃事業借上車両運行表」を入口の計量受付に提示し、受付印を押してもらってください。（補助の申請手続きの際に必要となります。）

② 地域清掃事業を実施した日から３０日以内に、環境課へ別紙の「補助金交付申請書」を提出してください。（年度内に複数回実施する場合でも、その都度、申請が必要となります。）
※期限内に申請がない場合は、補助が受けられません。

③ 申請者は、必ず区長会長又はまちづくり推進協議会長名としてください。
交付申請書・車両運行表・請求書の押印は不要としますが、その場合必ず担当者名と連絡先を明記してください。

④ 申請する際は、必ず「地域清掃事業借上車両運行表」、「領収書（原本）」、「請求書」を添付してください。

地域清掃事業ホームページ
様式をダウンロードできます。▶

３．補助金の額等について 〔上限〕

① 補助基本額及び補助率については、下記の表のとおりです。

② 補助対象となるのは、地域清掃事業１回につき、車両１台あたり搬入回数１回分までです。

地域清掃事業の車両借上料についての補助基本額及び補助率

補助対象経費	補助基本額 ※注1	補助率
① 軽トラックなどの最大積載量が 360 ㎏以下の車両	2,000 円	50%以内
② 最大積載量が 360 ㎏を超え、１ｔ以下の車両	6,000 円	50%以内
③ 最大積載量が１ｔを超え、２ｔ以下の車両	8,000 円	50%以内
④ 最大積載量が２ｔを超える車両	10,000 円	50%以内

※ 注：上記の補助基本額と実際の借上料のうち、いずれか安い方が実際の補助基本額となります。

※補助対象となる額は、補助基本額に補助率を乗じて算出した額（百円未満切捨て）となります。

４．その他（ごみ処理手数料の減免を受けるには）

搬入日の１週間前までに、区長会長又はまちづくり推進協議会長名で環境課へ別紙の「廃棄物処理手数料減免申請書」を提出してください。

※期限までに提出がない場合は、減免が受けられない場合があります。